別表　資格審査に係る提出書類

（○：必要　△：該当する場合のみ提出　×：不要）

書類番号	市内企業	準市内企業	市外企業	提　出　書　類	注　意　事　項
－	○	○	○	入札参加資格審査申請における提出書類一覧表	・以下の提出資料の一番上は、この一覧表としてください。
1	○	○	○	① 申請する業種の全てについて、本社・本店が業務の受注に係る見積り・入札・契約締結を行う場合 ・測量・建設コンサルタント業務等入札参加資格審査申請書 ② 申請する業種の全部又は一部について、業務の受注に係る見積り・入札・契約締結を事務所に委任する場合 ・測量・建設コンサルタント業務等入札参加資格審査申請書 ・同申請書その２（支店・営業所情報）	・電子申請をしなければならない者は、電子申請をしてください。また、この場合であっても、かがわ電子入札システムから申請したものをプリントアウトして、必ず提出してください。
2	○	○	○	経営規模等総括表	同上
3	○	○	○	希望業務等総括表	同上
4	○	○	○	技術職員総括表（資格別人数）	同上
5	○	○	△	技術職員一覧表	・香川県内で勤務する技術職員を記入してください。また、資格の確認ができるよう、免許証、資格証書等、資格を証明できるものを、名簿の記載順に添付してください（技術職員は、直接雇用の常勤の者に限ります。）。

書類番号	市内企業	準市内企業	市外企業	提　出　書　類	注　意　事　項
6	△	△	△	技術者経歴書（全技術者）	・国土交通省申請様式「技術者経歴書」により作成（国土交通省提出分のコピーで可）するか、５の様式で作成してください。なお、５に記載された職員が全ての場合は、提出は不要です。
7	△	△	△	委任状	・電子申請ができない者が、従たる事務所に次の事項を委任する場合に提出してください。(電子申請により委任する旨を明らかにした場合は不要) １　委任事項 （１）見積及び入札に関する一切の事項 （２）契約の締結、変更及び解除に関する一切の権限 （３）代金の請求及び受領に関する一切の権限 （４）契約保証に関する一切の権限 （５）その他契約締結に関する一切の権限 （６）前各号に関する複代理人の選任に関する一切の権限 ２　委任期間 本審査申請に係る入札参加資格者名簿の有効期間中
8	○	○	△	高松市税（全税目）についての滞納無証明書（写し可）	・この証明書の交付に係るお問合せ先 財政局納税課検収証明係・市役所２階１６番窓口（TEL087-839-2222） ※契約受任先が高松市外であっても、高松市内に事務所・事業所（店舗等を含む。）を有する場合は提出が必要です。 **※審査基準日(令和４年１１月１日)以後申請日までの間に発行されたものに限ります。**

書類番号	市内企業	準市内企業	市外企業	提　出　書　類	注　意　事　項
9	○	○	○	①法人の場合 　法人税と消費税及び地方消費税について未納税額のない旨の証明書（様式その３の３）（写し可） ②個人の場合 　所得税と消費税及び地方消費税について未納税額のない旨の証明書（様式その３の２）（写し可）	・左記のいずれの税目についても、本店所在地を管轄する税務署で発行されたもの（「消費税及び地方消費税について未納税額がない旨の証明書」は、免税事業者も発行されます。）。 **※審査基準日（令和４年１１月１日）以後申請日までの間に発行されたものに限ります。** **※新型コロナウイルス感染症等に係る納税猶予を受けている場合は、納税証明書（様式その１）を提出してください。** **※電子納税証明書（ＰＤＦファイル）をプリントアウトしたものも受付可とします。**
10	○	○	△	①法人の場合 　営業証明書（写し可）	・この証明書の交付に係るお問合せ先 財政局納税課検収証明係・市役所２階１６番窓口（TEL087-839-2222） ※契約受任先が高松市外であっても、高松市内に事務所・事業所（店舗等を含む。）を有する場合は提出が必要です。 **※令和４年９月１日以降に発行されたものに限ります。**
	○	×	×	②個人の場合 　住民票（写し可） （住民票の住所が引き続き１年以上高松市内である場合に限る。） ※「引き続き１年」を満たさない場合、令和４年１月１日時点で住民票の住所が高松市内であることを証する書類（令和４年度の市・県民税課税証明書等）を提出することができるときは、当該書類も提出してください。	・住民票についてのお問合せ先 市民政策局市民課（TEL087-839-2282） ※本籍地、続柄及びマイナンバーの記載は不要です。 **※令和４年９月１日以降に発行されたものに限ります。**
11	△	△	△	測量法第５５条の８の規定に基づく書類の写し	・測量業者の登録を受けている者。 （国土交通省地方整備局提出分の写し。なお、提出日を余白に記入すること。）

<table>
<tr><th>書類番号</th><th>市内企業</th><th>準市内企業</th><th>市外企業</th><th>提　出　書　類</th><th>注　意　事　項</th></tr>
<tr><td>12</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>各登録規程の第７条に規定する現況報告書の写し</td><td>・建設コンサルタント、地質調査、補償コンサルタントの登録を受けている者。
（国土交通省地方整備局の受付印があるものの写し。未返却の場合は、提出日を余白に記入すること。）</td></tr>
<tr><td>13</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>商業登記簿謄本（写し可）</td><td rowspan="4">・１１、１２の登録（測量業者、建設コンサルタント、地質調査、補償コンサルタント）を受けていない者は、１３～１５（個人の場合は、１４、１５）を提出（登録を受けている者は、提出不要です。ただし、建築の申請の場合は業務経歴書の提出が必要となります。）
・１５の財務諸表は、次の書類を提出してください。
１　法人：貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書
２　個人：青色申告書（決算書を含む。）又は確定申告（白色申告）書（収支内訳書（決算状況が分かる資料）を含む。）の写し
・１６の登録証明書等の写しは、次の書類を提出してください。
・測量業者登録証明書（１１の登録を受けている者は、提出不要です。）
・建築士事務所登録証明書（代理契約先も必要）
・不動産鑑定業者登録証明書
・その営業に関し法律上必要とする資格の証明書

※令和４年９月１日以降に発行されたものに限ります。</td></tr>
<tr><td>14</td><td>△</td><td>△</td><td>×</td><td>業務経歴書（１年分）</td></tr>
<tr><td>15</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>財務諸表（直前１年分）</td></tr>
<tr><td>16</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>登録証明書等の写し</td></tr>
<tr><td>17</td><td>○</td><td>○</td><td>×</td><td>事務所の写真</td><td>・高松市内の事務所（本店を含む。）を、「写真撮影の留意点」に従って撮影し提出してください。

※令和４年９月１日以降に撮影されたものに限ります。</td></tr>
</table>